

朝霞市条例第3号

朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝霞市国民健康保険税条例（昭和33年朝霞市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第4項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第4条中「100分の20」を「100分の10」に改める。

第5条中「22,000円」を「34,000円」に改める。

第6条第1号中「7,000円」を「4,000円」に改め、同条第2号中「3,500円」を「2,000円」に改め、同条第3号中「5,250円」を「3,000円」に改める。

第7条中「100分の2.0」を「100分の2.2」に改める。

第8条中「12,000円」を「14,000円」に改める。

第8条の2中「100分の2.3」を「100分の2.6」に改める。

第8条の3中「12,000円」を「14,000円」に改め、同条の次に

次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第8条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第8条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,800円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第8条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第12条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円を」を「26万円を」に、「24万円)及び」を「26万円)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ア中「15,400円」を「23,800円」に改め、同号イ(ア)中「4,900円」を「2,800円」に改め、同号イ(イ)中「2,450円」を「1,400円」に改め、同号イ(ウ)中「3,675円」を「2,100円」に改め、同号ウ及びエ中「8,400円」を「9,800円」に改め、同号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,260円

カ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

第12条第1項第2号ア中「11,000円」を「17,000円」に改め、同号イ(ア)中「3,500円」を「2,000円」に改め、同号イ(イ)中「1,750円」を「1,000円」に改め、同号イ(ウ)中「2,625円」を「1,500円」に改め、同号ウ及びエ中「6,000円」を「7,000円」に改め、同号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 900円

カ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

第12条第1項第3号ア中「4,400円」を「6,800円」に改め、同号イ(ア)中「1,400円」を「800円」に改め、同号イ(イ)中「700円」を「400円」に改め、同号イ(ウ)中「1,050円」を「600円」に改め、同号ウ及びエ中「2,400円」を「2,800円」に改め、同号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 360円

カ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

第12条第2項第1号ア中「3,300円」を「5,100円」に改め、同号イ中「5,500円」を「8,500円」に改め、同号ウ中「8,800円」を「13,600円」に改め、同号エ中「11,000円」を「17,000円」に改め、同項第2号ア中「1,800円」を「2,100円」に改め、同号イ中「3,000円」を「3,500円」に改め、同号ウ中「4,800円」を「5,600円」に改め、同号エ中「6,000円」を「7,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号オに規定する金額を減額した世帯 270円

イ 前項第2号オに規定する金額を減額した世帯 450円

ウ 前項第3号オに規定する金額を減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

第12条第3項各号列記以外の部分中「所得割額及び被保険者均等割額」を「所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「被保険者均等割額」を「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した所得

割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第12条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第15条第1項第3号中「（昭和57年法律第80号）」を削る。

- 附則第3条、第4条第1項及び第5条から第11条までの規定中「第8条の2」の次に「、第8条の4」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。